

スイス連邦知的財産機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 CH. I
発明者についての宣言書	附属書 CH. II
委 任 状	附属書 CH. III

略語のリスト

国内官庁：	スイス連邦知的財産機関
PatG：	連邦発明特許法
PatV：	発明特許令

指定（又は選択）官庁 CH	スイス連邦知的財産機関 国内段階に入るための要件の概要	概要 CH
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	CHF 500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	フランス語、ドイツ語又はイタリア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない	
国内手数料	通貨：スイス・フラン (CHF) 出願手数料 ² CHF 200	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{3, 4} 出願人がスイス又はリヒテンシュタインに居住していない場合には、スイスにおける送達用あて名又は代理人の選任 ⁵	

[次頁に続く]

- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 出願日から3箇月以内に支払わなければならない。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。ただし、期間を遵守できない場合には手続続行を請求することができる。
- 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。
- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

CH	スイス連邦知的財産機関（続き）	CH
誰が代理人として行為できるか？	出願人がスイス国内に居所又は業務拠点のいずれも持たない場合には、特許規則（P a t V）第124条第1項に示す期間内に、スイス国内における送達用あて名を表示しなければならない（特許法（P a t G）第13条）。この期間内に送達用あて名を表示しなければ、国内官庁は表示するために2箇月の延長を認める。この期間内に要件を満たさなければ出願は拒絶される。	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

国内段階の手続

CH. 01 スイス又はリヒテンシュタインの指定の効果

スイスとリヒテンシュタインとの間における特許条約により、両国については単一の特許のみの取得ができ、国際出願におけるいずれか一方の国の指定は自動的に両国の指定の効果を持つ。更に、出願はこれらの国の一方だけに限定することはできない。

PatG Sec. 131(2)

CH. 02 手続言語

PatV Art. 4(1)

4(3)

4(4)

手続の言語は公用語（フランス語、ドイツ語又はイタリア語）のいずれか1つである。国際出願がフランス語又はドイツ語で行われている場合、手続言語はそれぞれフランス語又はドイツ語となる。その他の場合には、P C T 第22条又は第39条(1)の規定に基づいて国内官庁に提出する翻訳文の言語が手続の言語となる。手続の言語は変更することができない。出願書類以外の文書については、通常であればすべての公用語を受け付けるが、国内官庁は、手続の言語への翻訳文を要求する権利を有する。

CH. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。国内官庁に提出された翻訳文が不完全である場合、国内官庁は出願人に対し不足部分の提出を求め、後の提出を認める。

PatG Sec. 138

PatV Art. 34

124(1)

CH. 04 発明者の氏名及びあて名、発明者の宣言

発明者の氏名及びあて名が既に国際出願の願書に表示されていなければ、出願人は発明者の氏名及びあて名を表示し、附属書CH. II に掲載する様式で発明者の宣言書を作成しなければならない。証明は必要とされない。発明者の宣言書は公用語の1つ（フランス語、ドイツ語又はイタリア語）若しくは英語で作成又は翻訳しなければならない。期間については概要を参照。

PatG Sec. 13

PatV Art. 124

CH. 05 送達用あて名

出願人がスイス国内に居所又は業務拠点のいずれも持たない場合には、発明特許令（PatV）第124条第1項に示す期間内に、スイス国内における送達用あて名を表示しなければならない（連邦発明特許法（PatG）第13条）。この期間内に送達用あて名を表示しなければ、国内官庁は表示するために3箇月の延長を認める。この期間内に要件を満たさなければ出願は拒絶される。

PatV Art. 124(3)

CH. 06 代理人の選任

代理人のリストは次のスイス連邦知的所有権機関ウェブサイトから入手できる。

<https://www.ige.ch/en/service/patent-attorneys/patent-attorney-register.html>

CH. 07 手数料（支払方法）

概要及び本編に表示する手数料の支払方法は附属書CH. I に概説されている。

PatG Sec. 41

PatV Art. 31(a)

CH. 08 請求の範囲手数料

請求の範囲手数料は実体審査の開始前に、国内官庁の通知に基づき指定期間内に支払う。特許出願中の最初の10個の請求の範囲は手数料の対象とされない。その後の各請求の範囲について請求の範囲手数料を支払う。請求の範囲手数料の額については附属書CH. I を参照されたい。

PatG Sec. 41

PatV Art. 18

CH. 09 年 金

年金は出願日から4年目以降の各年について支払う。最初の年金は国際出願日の4年目の応当日が含まれる月（48箇月後）の末日が支払期日となる。その後の年金は、国際出願日の各年の応当日が含まれる月の末日から6箇月以内に支払う。最後の3箇月間に支払われる場合には、遅延支払の割増料を伴う。年金の額は附属書CH. I に記載されている。

PatG Sec. 41 PatV Art. 61a	CH. 10 審査手数料 各国際出願について審査手数料を支払わなければならない。実体審査の開始前であって求めにより国内官庁が指定した期間内に支払う。実体審査の繰り延べ請求が審査手数料支払の求めの前又は支払期間内にされている場合、審査手数料の支払は繰り延べ期間の満了まで延長される。
PCT Art. 28 PatG Sec. 58(2) 59a(1)	CH. 11 出願の補正及びその時期 出願人は、国際出願の明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。
PatG Sec. 58(2)	CH. 12 補正された出願の主題は、出願時における出願の範囲を超えてはならない。
PCT Art. 25 PCT Rule 51	CH. 13 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定の受領の日から30日以内に決定に対する行政審判を知的所有権に関する審判委員会に提起することができる。
PCT Art. 24(2) 48(2)	CH. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
	CH. 15 法律で規定する又は国内官庁が定めた期間を遵守できなかった場合、出願人は手続の継続を求めることができる。手続継続の請求は、出願人が期間を逸したことに気がついた時から2箇月以内で、遵守されなかった期間の経過後6箇月以内に行わなければならない。当該期間内に、遵守されなかった手続を完了させ、手続継続手数料を支払わなければならない。手続継続はPatG第46a条及びPatV第14条に規定された場合、特に送付手数料、調査手数料及び国際手数料の支払並びに締結国の選択についての期間に関しては認められない場合もある。回復の請求（CH.16）と異なり、出願人には期間遵守できなかったことについて自己の過失がなかったことを証明することは求められない。
PatG Sec. 47 PatV Art. 15	CH. 16 出願人が自己の過失がなく国際段階において又は国内官庁に対して期間を遵守できなかった場合は回復を請求することができる。ただし、回復請求の期間を逸した場合を除く。回復の請求は期間が遵守されなかったことの原因が解消した後2箇月以内であって、遵守されなかった期間の満了後1年以内に提出しなければならない。当該2箇月の期間内に遵守されなかった手続を完了させ、回復手数料（附属書CH. I 参照）を支払い、請求の原因となった事実の説明書を提出しなければならない。

手数料

(通貨：スイス・フラン)

出願手数料	200
10個を超える各請求の範囲の手数料	50
審査手数料	500
早期審査手数料	200
年金：	
－第4年度	100
－第5年度	120
－第6年度	140
－第7年度	160
－第8年度	180
－第9年度	220
－第10年度	260
－第11年度	300
－第12年度	340
－第13年度	400
－第14年度	460
－第15年度	520
－第16年度	600
－第17年度	680
－第18年度	760
－第19年度	860
－第20年度	960
遅延した年金支払の割増	50
手続続行手数料	100
回復手数料	500
優先権回復手数料	500

手数料の支払方法

手数料はスイス・フラン建で支払わなければならない。支払はすべて出願番号（判明していれば国内出願番号，判明していなければ国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称，及び支払手数料の種類を表示しなければならない。

スイス連邦知的所有権庁の手数料規則によると，次の方法で支払うことができる。

- (a) 国内官庁に対する当座預金口座からの引き落とし
- (b) 国内官庁の郵便小切手口座（No. 30-4000-1, code SWIFT POFICHBE, IBAN CH6809000000300040001）への支払又は送金
- (c) 現金払

様 式（附属書CH. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 CH. II 発明者についての宣言書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ch.pdf

附属書 CH. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ch.pdf